

概 要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、海外出張中に、トイレで倒れているところを発見され、現地の医療機関に救急搬送されたが「心源性猝死（心原性突然死）」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件疾病は業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、健康診断では異常がなく、死亡に至る致命的な病気はなかった。

また、出張の回数が月に1回程度であったものが、月に2～3回となり、出張期間も長くなり、報告書等の作成等も自宅で行っており、休日も出張準備で疲れていた。

したがって、特に過重な業務に就労したものとは認められないとして監督署長が行った不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 被災者に発症した本件疾病は、「心臓性突然死」と同じであることから、認定基準の対象疾病に該当する。

(2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(3) 発症前1週間の過重業務の有無について、発症前おおむね1週間において2日間の休日があったほか、過度の長時間労働及び労働時間以外の負荷要因も認められない。

(4) 発症前6か月間の業務の過重性については、発症前1か月の時間外労働時間数である18時間30分が最も多く、労働時間以外の負荷要因も認められない。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 被災者が罹患した疾病は、「心停止（心臓性突然死）」であり、認定基準の対象疾病に該

当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前1週間の過重業務の有無について、発症前おおむね1週間の総労働時間数は38時間45分であり、発症4日前及び5日前の2日間の休日が確保されており、時間外労働も認められないことから、特に過重な業務に就労したものと認められない。

また、発症前3日間は、海外へ出張し、取引先への訪問等を行っており、移動時間が長く、拘束時間が長いものであるが、移動する際にはタクシー等が使われ、被災者自身が運転するものではなかったこと、会社の関係者からの申述から、移動中に業務に従事していた実態は認められず、現地職員の随行もあり、業務内容としては困難なものであるとは認められないことから、その間の業務が特に過重なものであったと判断することはできない。

エ 発症前6か月間における時間外労働時間については、発症前4か月目が最も時間数が多く、26時間18分であり、発症前6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前2か月間ないし発症前6か月間までのどの月の時間数も20時間に満たないものであり、長時間の過重業務は認められない。

オ 医証をみると、職業病相談員医師は、就業的には過重性はなく、医学的には就業との関連性は乏しいと判断する旨、意見している。

(2) 結論

以上から、被災者が本件疾病の発症前に業務による明らかな過重負荷を受けたとすることは困難であり、本件疾病は業務上の事由によるものと認められない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。